

薬 第 1 6 7 9 号
令和 6 年 9 月 18 日

麻薬取扱者 各位

石川県健康福祉部薬事衛生課長
(公 印 省 略)

当課への持ち込みによる麻薬廃棄について（通知）

日頃から、本県の薬事行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、金沢市内の麻薬の廃棄については、当課職員が麻薬廃棄届の提出のあった業務所に赴き、立会いをしているところですが、今般、当該届数の増加に伴い、標記の廃棄方法についても対応することとしましたのでご了知願います。

なお、廃棄する麻薬の状態によっては、従来どおり業務所内での立会廃棄のみの対応となる場合がありますことを申し添えます。

記

1. 対象

金沢市内の麻薬業務所

2. 廃棄場所

健康福祉部薬事衛生課（石川県庁行政庁舎 9 階）

3. 予約

事前に下記事務担当までご連絡ください。

4. 持参するもの

廃棄する麻薬、麻薬廃棄届、該当する麻薬帳簿

（来庁日に廃棄する麻薬の数及び残りの在庫数を確認し、麻薬帳簿の
払出数、残高を予め記載して下さい。）

5. 備考

覚醒剤原料についても同様に対応します。

(事 務 担 当)
薬事・麻薬グループ
Tel:076(225)1442
Fax:076(225)1444
mayaku@pref.ishikawa.lg.jp